

従軍慰安婦の二つのタイプ

——売春婦型と性的奴隷型——

愛知県立大学 倉橋 正直

第一章 従軍慰安婦の発展過程の時期区分

いわゆる従軍慰安婦問題を検討してゆくと、次の三つの要素がないまぜに混じりあっていることがわかる。即ち、1. 軍事史。より細かくいえば軍政史というべきであろうか。2. 女性史。とりわけ売春の歴史。3. アジア諸国民（当然、基本は朝鮮人である）に対する植民地支配、民族差別、加害者意識などの言葉で表現されるものである。それだけの複雑さを具えている難しい問題であることが、ひしひしと伝わってくる。

また、1992年12月6日（朝刊）の『朝日新聞』は、「慰安所管理、1933年に開始」という見出しのもとに、おおよそ、次のような記事を報じた。即ち、混成第十四旅団司令部が、満州事変で、旧満州に展開した直後から作成した『衛生業務旬報』（1932年9月から33年12月）34編のほか、『芸娼妓酌婦健康診断実施要領』などの文書が、強制連行調査団によって、国立公文書館で発見された。

「文書は計48編、1000頁余に及び、性病発生率を含む詳細な記録が、1年3カ月にわたって続き、次第に管理が強められていった様子がわかる」。「今年7月に発表された政府調査の資料では、朝鮮人慰安婦の導入は36年ごろからとされていたが、旧満州ではさらにさかのぼっていたことになる。しかも、朝鮮人の割合が政府資料と比べて圧倒的に多い」。例えば、33年4

月の検閲の受診者38人中、朝鮮人が35人となっていて、「旧満州での朝鮮人慰安婦の割合が高かったことを示している」。「従来、手がかりがほとんどなかった旧満州で、少なくとも三年さかのぼることが確認された。」

この記事の内容は、私にとって衝撃的であった。1933年の段階で、満州ですでに朝鮮人を含む多数の慰安婦が、日本軍の管理・運営下に、将兵の売春の相手をしていたからである。これまで、いわゆる従軍慰安婦なるものは、1938年の段階で南京や上海あたりで最初に設置されたというのが通説であった。しかし、今回の記事は、この通説を否定し、従軍慰安婦の起源を1933年までさかのぼらせてしまったからである。

従軍慰安婦も、一つの社会的存在である以上、それ自体の歴史的な発展過程を持っていた。従って、一言で従軍慰安婦というが、その内容は当然のことながら、時期によって異なっている。時間的にさまざまな事象が重層的に積み重なっているからである。さきに私は、シベリア出兵を境にして、それを前期と後期に区分する見解を発表した（拙稿「従軍慰安婦問題を考える四つの観点」、『季刊中国』、29号、1992年6月。以下、論文Aと略す）。前回の見解を踏まえ、今回はもっと細かく区分する【図1及び図2参照】。

【基 層】

まず、従軍慰安婦が出てくる基層に、公娼制度と、「からゆきさん」現象があった。公娼制

図1 従軍慰安婦が形成されに至る重層的な積み重ねの図解

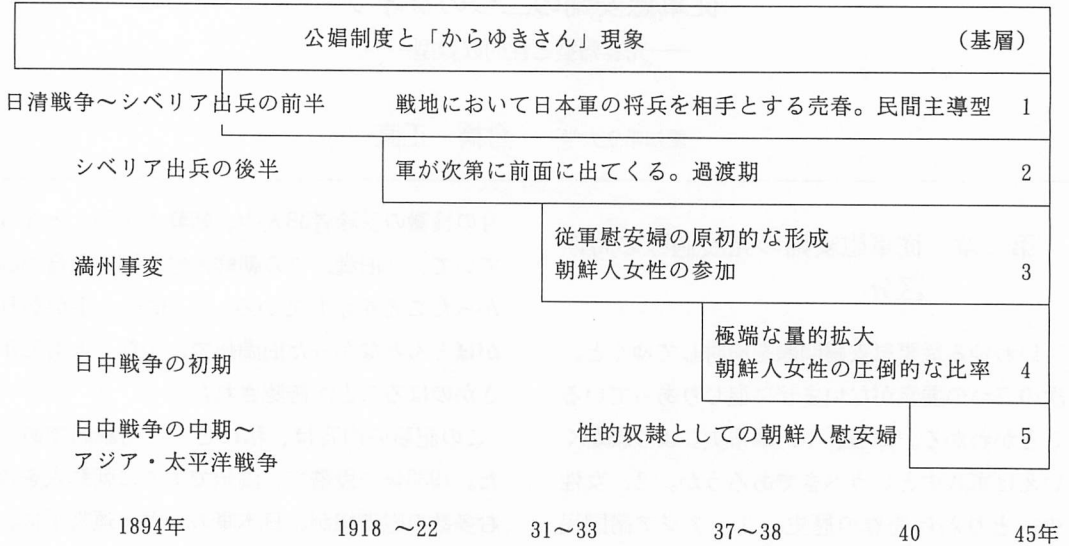
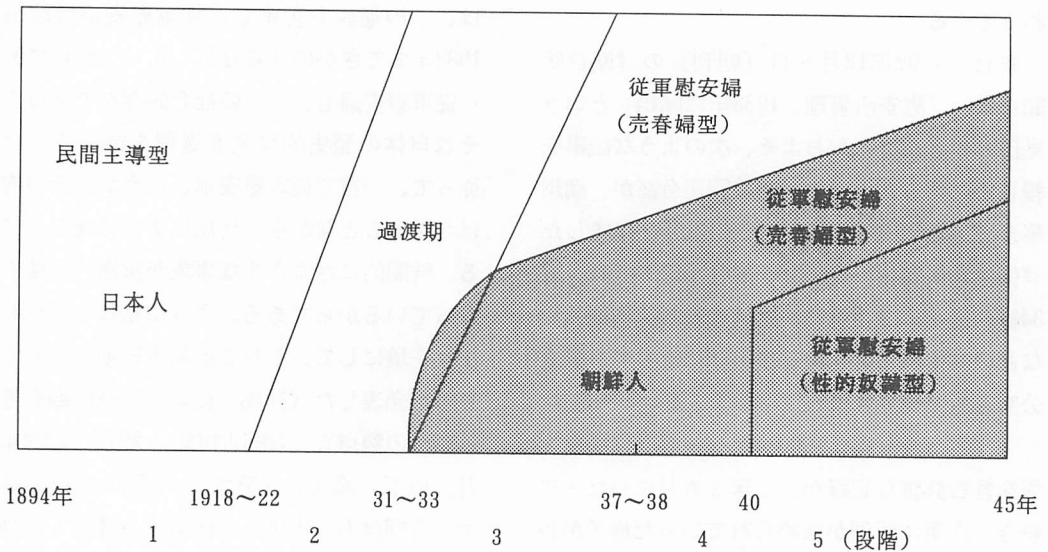


図2 従軍慰安婦の性格の変化、および日本人と朝鮮人の別



【説明】

- (1)日本人、朝鮮人以外の従軍慰安婦はこの図では省略した（白い部分が日本人）。
- (2)第1段階と第2段階では、まだ、従軍慰安婦という名称と実態はない。また、第3段階になり、従軍慰安婦が原初的に形成されても、なお、従軍慰安婦の名称はなかった。第4段階になって、ようやく、その名称が出てくる。

度と従軍慰安婦との関係は、後の部分で論じつつもりである。

また、日露戦争の時にいわば典型的に現われるが、「からゆきさん」と、戦地で軍人を相手にする売春婦とは相互に入れ替わることもできた。即ち、戦争が始まる前にすでに外地に出ていた「からゆきさん」が戦争の勃発を知り、荒かせぎをもうろんで、戦場近くにやってきて後者になることもあったし、また逆に軍人を相手にする売春婦としてやってきた女が、戦争終了後もそのまま外地にとどまり、「からゆきさん」として生きてゆく場合もあった。このように早い時期には両者の関係はかなり密接であった。

【第一段階】

日清戦争からシベリア出兵の前半までの期間。民間主導型により、戦地において軍人を相手とする売春。

この場合、民間側（即ち、内地でいえば、女郎屋に当たる売春関係の業者）が戦争景気をあてこんで、勝手に戦場近くに女を連れてきた。軍のほうは当然、それを歓迎し、さまざまな便宜を供与したが、しかし、軍はあくまで表に出ず、民間側が勝手にやっているという立場を崩さなかった。実際、業者にしても、また、女たちにしても、将兵を「慰安」しているという気はさらさらなく、むしろ、多少、危険で荒っぽい、比較的有利な商売をやっているぐらいの意識しかなかったはずである。従って、この段階では、「従軍慰安婦」という言葉自体、まだ存在していなかった。また、女は基本的にはすべて日本人であった。なお、日露戦争の場合については、拙稿「従軍慰安婦前史——日露戦争の場合」（『歴史評論』、467号、1989年3月）を参照されたい。

【第二段階】

シベリア出兵の後半。軍が次第に前面に出てくる。過渡期。

シベリア出兵の前半では、日露戦争の時に引き続き民間主導型で行われた。ところが、この対外戦争の時期が長かった（1918～22年）。そのため、後半になると、民間業者にだけ、まかせておけなくなる。やむなく、軍が徐々に表面に出てくる。この問題に関して、きちんとした史料や研究がないので、現段階では、推測の域を出ないが、私の判断によれば、おそらく、この時期に民間主導型から、（実質上の）軍主導型への転換が行われた。逆転現象が、この時期に起こったと考えないと、次の段階に、整合的に、また、スムーズに、つながってゆかないからである。

また、この段階でも、女は基本的に日本人に限られた。たしかに、少数の現地のロシア人女性が日本軍の将兵の相手をしたが、しかし、朝鮮人女性はまだ登場していない。シベリア出兵の時、現地視察した日本基督教婦人矯風会の代表は、この時、シベリアでは日本人売春婦が中心であって、朝鮮人売春婦はいないと報告しているのが参考になろう（宮川静枝「初旅の思ひ出」、『婦人新報』、269号1919年12月、18頁）。

従って、シベリア出兵までの段階では、最初に述べた従軍慰安婦の三つの要素のうち、一番目と二番目だけが関与し、三番目はまだ関係してこなかった。

第二章 従軍慰安婦の原初的な形成

【第三段階】

満州事変（ただし、1933年の熱河作戦の頃までを含む）。従軍慰安婦の原初的な形成。また、朝鮮人女性の参加。

1933年は満州国のできた翌年であり、また、

年初には熱河作戦も行なわれた年でもある。次の史料は熱河作戦の時、戦地の承德に出かけた女たちのことを記している。

まず、「仙境承德を目差し 花に魁ける娘子群 応募受験者早くも百三十餘 今こそ銃後の御奉公」が見出しである。続いて、「夢のやうな仙境地に飛躍を試みんとする向、頗る多く、殊に女群像の殺到は流石の銃後の大和撫子ではある。この承德行き娘子群で最近の錦州はえらく賑やかだが、第一回の先発隊として、八日、錦州居留民会において資格決定のため、体格検査を施行したが、驚くなかれ応募受験者は百三十六名であった。最も厳密な検査を有するので、内には不合格者」も出ようと述べている（『満州日報』、1933年3月10日）。

日露戦争の時、荒かせぎをもくろんで、戦地の南満州にやってきた女たちに対して、あらかじめ公権力側が「体格検査」（要するに売春の業に耐えられるか否かの検査である。従って、当然、性病の検査も伴ったはずである。）を行なうようなことはなかった。女たちは誰の許可ももらわず、それぞれ勝手にやってきた。ところが、熱河作戦の段階では、戦地に赴く前に、すでに公権力側による「体格検査」が義務づけられている。これは、以前と異なり、それだけ軍や行政による関与の程度が深まっていることを示していよう。

このような「体格検査」に合格したものが、前述した今回の『朝日新聞』の記事が述べているような軍隊相手の慰安婦になっていったわけである。このことから知られるように、この段階で、満州で、従軍慰安婦なるものが原初的に形成されたのである。

この段階のもう一つの重要な特徴は、朝鮮人女性の参加である。

売春はどの社会でも誇らしい仕事ではないから、商品経済の展開が未発達で伝統的習慣が強い

固に残っている前近代社会ではごく限られた特定の社会階層の女だけが売春婦になった。しかし、近代になると事情は変わる。売春は性（SEX）を商品化するものと見なしえよう。商品経済の進展に伴って、人々の生活も確実に変わってくる。その中で人々は切実に金を求める。あるいは金がないと人並みの生活を送れなくなる。ところが、若い女にとって、通常、きちんとした収入（男並みの）を得られる場合は極めて少ない。売春を行なう（即ち、自らの性を商品化する）以外に、まとまった金を得ることが難しい。そこで、彼女たちは、やむなく従来のタブーを破ってでも売春を行い、金を稼いで、よりよい経済生活をしたいと思うようになる。こうして、商品経済の展開につれ、従来ならば、売春の場に決して出てこないような社会階層の女たちまで、より広範に売春の場に出てくる。

1910年の韓国併合後、完全植民地に陥る中で、朝鮮社会は大きな変動を受ける。その変動は、単に政治的独立の喪失だけではなく、植民地状況という変則的なものであっても、やはり、それなりに商品経済の進展が見られたからである。こういう状況の中で、それまで売春と関係の薄かった社会階層の女たちが、はじめて大量に売春の場に出てきたと理解したい。そして、その一部は国外にも出てゆく。満州に、多数の朝鮮人売春婦がはっきり登場してくるのは1920年代に入ってからである。さらに1920年代中頃になると、彼女たちの数は急速に増加してきて、一部の地域では先行する日本人売春婦に追いつき、さらには、それにとって代わるほどの情勢を見せる（拙著『北のからゆきさん』、共栄書房、1989年、88頁）。

こういった傾向の一環として、満州事変の時期になると、はじめて、朝鮮人女性の中にも戦地に出かけ、日本軍の将兵を相手にして売春で稼ぐ者が出てくる。前述の『朝日新聞』の記事

が紹介した史料では、日本人女性よりも朝鮮人女性のほうが多かった。あるいは、このことは、当時の満州における売春の状況を客観的に反映しているのかもしれない。というのは、1920年代以降の満州では、朝鮮人売春婦がものすごい勢いで増えており、そういった状況の一端が、今回の史料に現われたとも考えられるからである。

次は、こうして、戦地にでかけ、軍人相手に売春をするようになった朝鮮人女性の置かれた状況である。この場合はまだ、従来のタイプ、即ち、もうかりさえすればよいという経済の論理が働いていた。満州という外国の地で、平時に「民間人」を相手とするのと、満州の地に展開した日本軍の将兵を相手をするのと、彼女たちにとって、基本的な違いはなかった。もうかりさえすれば、どちらでもよかったのである。要するに、朝鮮国内で売春に従事するよりも、満州の地にやってきて、将兵相手に売春をしたほうが有利と思われたから（たしかに多少は危険であったが）、進んでやってきたのである。この間の事情は、日本人女性が軍隊を相手とする売春の場に入ってくる場合となんら変わらなかった。

売春で稼がなければ、生きてゆけないという悲惨な状況に彼女たちを追い込んでいったのは、たしかに日本の苛酷な植民地支配であった。しかし、この段階では、まだ彼女たちを、むき出しの暴力的手段によって、戦地に連れだしてはいない。彼女たちは、直接的には、まだ経済の論理に従って、戦地の満州にやってきたのである。

とにかく、戦地における売春の問題で、この段階で、最初に述べた三つの要素のうち、三番目のものがようやく加わる。そして、以後、三番目の要素の持つ比重が時間の経過とともに増大していった。

なお、従軍慰安婦は、兵士による強姦行為があまりに多かったので、それをなくすために、1938年の段階で南京や上海あたりで最初に設置されたというのが、これまでの通説である。従軍慰安婦の設置が兵士による強姦行為の防止のためという見解は別にまちがってはいない。ただ、私はそれと並んで、日本の軍隊の特殊なありかたにも原因があると主張した（論文Aの第1章）。要するに、日本軍の場合、兵士は往々にして前線に長期間、はりつけっぱなしにされた。その兵士の戦闘力を維持するための、当時の日本の貧弱な国力に適合した、安あがりの方法として、売春婦が前線に派遣された。それが当時の段階では、ほかに類を見ない従軍慰安婦の登場となったのだと述べておいた。

前述の『朝日新聞』が紹介した史料は、1933年ごろの満州での話であった。この場合、兵士の強姦防止がそれほど深刻な問題になっていたとは思われない。そういった問題が全くなかったとはいわないが、しかし、1937～38年ごろの南京や上海あたりの状況に比べれば、はるかに小さかったはずである。にもかかわらず、ここで、従軍慰安婦が原初的に設置される。従って、この場合には、強姦防止もあるが、それと並んで、やはり、売春婦をあてがうことで兵士の戦闘力の維持をはかるという目的もまた、相当大的な比重を占めていたのである。考えてみると、強姦すべき現地の女性がほとんどいないビルマの山中や太平洋の島々にまで、日本軍は実に「律儀に」従軍慰安婦を連れていっている。このことは、兵士による強姦防止という狭い目的だけで、従軍慰安婦が設置されたのではないということを示していよう。こういった現象を合理的、かつ整合的に説明するためには、私の主張する、もう一つの目的を加える必要があろう。

第三章 極端な量的拡大

【第四段階】

日中戦争の初期。従軍慰安婦の極端な量的拡大と朝鮮人女性の圧倒的な比率。

1937年に日中戦争が始まる。年末には有名な南京大虐殺が発生する。この時期、日本軍は、世界史にも珍しいほどの残虐行為をくり返す。動くものは、かたはしから打ち殺し、女と見れば手あたり次第、強姦した。戦争は、多かれ少なかれ、この種の残虐行為を伴うものであるが、この時、日本軍が行なった程度はあまりにひどかった。

このままでは、国際世論の非難も大きくなるし、また、「戦争によって戦争を養う」という言葉で表現される戦争の第二段階に移行するのにも、支障をきたす恐れがあった。そこで、直接的には兵士による強姦行為を減らすために、従軍慰安婦が、この時、南京・上海あたりの戦地に設けられたといわれる。

満州事変が局地戦だったのに対し、日中戦争は全面戦争であった。この違いが従軍慰安婦問題にも当然、作用した。具体的には前者では、従軍慰安婦が原初的に形成されたばかりであったことから、その規模も小さかった。ところが、後者の時期になると、それは量的に思いきり拡大し、戦線のいたる所に配置されていった。これに伴い、戦地に動員される従軍慰安婦の数は膨大なものになった。

従軍慰安婦の基本は満州事変の時に作られたものであったが、その極端な量的拡大は一方で質的な変化を伴うことになった。即ち、朝鮮人女性の比率が圧倒的に多くなったことである。これが日中戦争の時期の従軍慰安婦の特徴である。

戦地に連れてこられた大量の慰安婦の中には、

日本人女性もいたし、また、朝鮮人女性もいた。まず、日本人女性の場合、戦地に来て将兵の相手をする女は、現に売春に従事している者にほぼ限られていた。また、日本側（軍・政府）もまた、それを認め、それ以上に枠を拡大し、普通の女を慰安婦として戦地に動員することまでは企図しなかった。このような方針でいる以上、戦地に動員されるべき日本人の慰安婦の数はたかがしれていた。

当時、売春関係の日本人女性の数は、芸妓・娼妓・酌婦その他（女給など）を合わせ、大体、10万人ぐらいであった。このうち、たしかにある程度の者が慰安婦として戦地に赴いた。しかし、戦時体制の中で、実は内地においても彼女たちに対する需要は増大していた。だから、そのまま内地にいても、彼女たちに対する待遇は、従来に比べ、比較的向上した。その結果、彼女たちにとって、危険な戦地に敢えて出かける必要は必ずしもなくなった。このような事情から、慰安婦として戦地に出かけた日本人女性の数は比較的少なかったのである。数が少ないということで、日本人女性は多くの場合、戦地ではいわば貴重品の扱いを受けた。具体的には彼女たちの多くは一般の兵士を相手とするよりはむしろ、将校を専門に相手にする場合のほうが多かった。軍隊の中の特権階級である将校によって、日本人の慰安婦はほとんど独占されてしまった。

一方、戦地に慰安婦としてやってきた日本人女性の大部分が、すでに売春の経験者であったため、年令もかなり高かった。また、その経歴から、彼女たちの中には性病に感染している者も多かった。こういった点は、明らかに従軍慰安婦としてはマイナスであった。

これに対し、朝鮮人女性の場合、おおむね年令が低く、また、性病に感染している比率も少なかった。若く、体力もあったので、一日に数

十人の兵士の相手をするのが常態であった慰安婦としては、朝鮮人女性のほうが軍からは好まれた。たしかに彼女たちのほうが慰安婦としては「すぐれていた」。このため、彼女たちは戦地で歓迎され、一層、多くの者が戦地に連れてこられることになった。

次にこの時期の朝鮮人慰安婦のおかれた状況である。すでに動員された人数が相当膨大なものになっているので、彼女たちが連れてゆかれた時の状況とか、あるいはまた、連れてゆかれた先の戦場で、彼女たちが受けた待遇は文字通り千差万別であった。従って、彼女たちの中には、次の最終段階の場合のように、強制的に連行され、性的奴隷の扱いを受けた者もたしかに存在したであろう。

しかし、この段階ではまだ、こういったケースは比較的少なかったのではなかろうか。大体の状況は、前の時期とほぼ同じであって、基本的には経済の論理がまだ機能していた。要するに、同じ売春で稼ぐならば、中国戦線の日本軍の所に出かけたほうが、朝鮮国内で稼ぐよりも、多少、有利であった。このような考えから、多くの朝鮮人女性が戦地に出かけたと私としては理解したい。

いくら日本側が悪辣で、朝鮮人に対し、いわれなき差別意識を持っていたとしても、当初から、理由もなく、彼女たちを、性的奴隷にするために、大量に戦地に強制連行するようなことはなかっただろうと考えるからである。しかし、こういった状況は長くは続かず、日中戦争の初期（1937～39年）の短い期間で、おそらく終わってしまう。

第四章 性的奴隷型の発生

【第五段階】

日中戦争の中期（大体、1940年頃）からアジ

ア・太平洋戦争まで。性的奴隷としての朝鮮人慰安婦。

日中戦争は短期決戦に終わらず戦線はとめどなく拡大する。さらに1941年にはアジア・太平洋戦争が始まり、戦場は東南アジアや太平洋の島々にまで広がる。日本の軍隊の特殊なありかたに規定されて、従軍慰安婦がその必須な補完物となっていた。このため、日本軍の展開した所には軒なみ、従軍慰安婦の施設が設けられた。当然、そこに配置されるべき慰安婦の人数も膨大なものになった。こうして、慰安婦に対する需要は際限なく増大する。慰安婦として、戦地に動員できる日本人女性の数は前述したように、限定されていた。また、現地で売春婦を「調達」することもあったが、現地の人々の動向にも配慮せざるをえない以上、現地調達できる女の数も自ずから限られていた（この点に関しては論文Aの第4章を参照）。このため、慰安婦の大部分を朝鮮人女性が占めることになった。

前の段階のように、慰安婦として求められる朝鮮人女性が、まだ比較的少数ならば、従前通り、経済の論理によって、納得づくで彼女たちを戦地に連れだすことも可能であった。しかし、日中戦争の中期になると、すでに従来のやり方は通用しなくなる。戦争の規模の拡大に伴い、必要とされる慰安婦の数もまた、あまりに多くなりすぎたからである。朝鮮人女性ですでに売春の場に入っている者や、お金の力で説得すれば、なんとか売春の場に入ってくる可能性のある売春婦「予備軍」は、もう、とうに勧誘されて、戦地に慰安婦として駆りだされていた。そういった類の朝鮮人女性は、この段階で、すでに底をついてしまっていた。

そういう状況であっても、なお、戦地の需要を満たすために、なにがなんでも、多くの朝鮮人女性を慰安婦として、戦地に送りこまねばならなかった。この目的のために、日本側は手段

を選ばなかった。こうして、1940年頃から、日本側（軍と行政）はいわば最悪の、恥ずべき方法を取るようになる。ある時は、朝鮮の町や村の平和な家庭に突然、押し入り、昔の「奴隷狩り」さながらに、有無をいわず、年ごろの娘たちをひっさらっていった。あるいはまた、「働きながら、上級学校に通わせてやる」などの甘言を弄して、世間知らずの少女たちをだまして、戦地に連れだした。しかも、この場合は植民地当局の奨励のもとにおいてであった。このように朝鮮人の慰安婦を集めるのには、むき出しの暴力や、行政側の協力にもとづく欺瞞行為が頻繁に用いられた。

このように1940年頃から、朝鮮人女性を連れ出す方法が変わる。いわゆる「強制連行」になったのである。この変更は戦地へ連行された後の彼女たちの扱いにも及んだ。

『毎日新聞』、1992年12月26日（夕刊）は、米A P通信が従軍慰安婦の訳語を「sex slave」に統一したと報じている。直訳に当たるcomfort womanでは必ずしも従軍慰安婦の実態がよくわからないという理由によるものという。この記事は私に貴重なヒントを与えてくれた。

朝鮮人女性には、むき出しの暴力によって故郷の朝鮮から戦地へ「強制連行」され、無理やり日本軍の将兵の売春の相手をさせられた。そこには、すでに経済の論理は機能していなかった。具体的にいえば、もはや彼女たちには売春の代価も支払われていなかった！

事実上、彼女たちの人格や人権は一切、認められず、ただ、ひたすら、兵士たちのセックスの相手をするを強要された。こういった状況に置かれた彼女たちは、もはや通常の意味における売春婦の範疇からはずれていた。むしろ、性的奴隷に近かった。いや、性的奴隷そのものといっても決して過言ではなかった。これは、

同じ慰安婦といっても、明らかに、それ以前の状況とは異なっていた。

朝鮮人慰安婦がこのような状況におかれたことを理解した上で、米A P通信は従軍慰安婦の訳語を、前述したように「sex slave」にしたのであろう。たしかに、この訳語のほうが、実態とよく符合していた。この時、彼女たちはsex slave、即ち、性的奴隷という名称がまさにふさわしかった。

従って、この段階で、朝鮮人の従軍慰安婦の性格に重大な変更が起こったということを確認せねばならない。即ち、それ以前において、彼女たちの性格は、とにかく売春婦であった。ところが、この時期になると、彼女たちのかなりのものが性的奴隷に変わってしまったのである。要するに、この時、一言で従軍慰安婦といっても、実は二つのタイプが併存することになった。新しく生まれたタイプを、前述の米A P通信の訳語を借りて、私は性的奴隷型と規定する。そして、それ以前のものを売春婦型とする。なお、この変化は朝鮮人女性にほぼ限定されて起こった。そのほかでは、いわゆる「現地調達」した各国の女たちにも多少は、このタイプのものが生じたが、しかし、日本人女性の場合には、基本的には関係ないことであった。

第五章 二つのタイプの比較

売春婦と性的奴隷とは、一見、よく似たもののように見えるかもしれないが、実は両者は根本の所で違っていた。例えば、廃娼運動を戦う闘士たちは、しばしば公娼制度は現代の奴隷制度であると攻撃した。この表現は通俗的な説明としては有効であったが、しかし、学問的には明らかにまちがいであった。公娼制度下の娼妓の境遇が決して本物の奴隷と同じものではなかったからである。彼女たちはむしろ「二級市

民」というほうが正しかった。その意味は、当時の国民がとにかく享受しえた各種の自由（職業選択の自由、居住の自由など）が、彼女たちには制限されていたからである。たしかに彼女たちの自由は一定程度、制限されていたが、しかし、なお、彼女たちは人格、人権をもった一人の人間として、とにかく遇せられていた。決して、人格、人権を一切、持たない奴隷ではなかった。

また、鈴木裕子氏が従軍慰安婦をデフォルメ（即ち、変形）された公娼制度ととらえているように（鈴木裕子『従軍慰安婦・内鮮結婚』、未来社、1992年、47頁）、従軍慰安婦は、当時、日本内地や朝鮮にあった売春のしくみである公娼制度を基礎にして設置された。たしかに売春婦型の従軍慰安婦の場合、基本的には売春婦の性格を、まだ具えていた。たとえ軍隊相手の売春婦であっても、それが基本的に公娼制度を基礎においた売春婦である限り、一定の人格と人権は認められていた。これは朝鮮人であっても、変わりはない。決して奴隷と同じではなかった。

まず、売春婦型の場合、強制的にではなく、とにかく、本人の同意を得た上で、納得づくで、戦地に連れてこられた。彼女たちは、仕事の内容が軍人相手の売春であることをあらかじめ承知の上で、なお、生活のために、戦地にやってきたのである。

また、経済的関係が女と売春の客である兵士との間には存在していたから、女たちは、兵士たちのセックスの相手をすれば、必ずなにがしかの代価を彼らから得ることができた。戦場にいるという特殊性から、その代価は基本的に軍票で支払われた。しかし、よく知られているように、日本の敗戦の結果、彼女たちがおのれの青春をすりへらし、また、おのれの命といわば引き替えに貯えた、命よりも大事な軍票は、む

なく紙切れと化してしまう。たとえ結果はそうであっても、しかし、当初から紙切れになることを前提にして、彼女たちにそれを支払っていたわけでは決してなかった。彼女たちに支払われた軍票はまごうことなき本物であり、事情が許すならば、その軍票で自分のほしいものをあがなったり、あるいはまた、運さえよければ、誰か信用のおける人に託すという手段によって、朝鮮の故郷にいる、なつかしい父母の所に送金することさえ可能であった。

しかし、もう一方の性的奴隷型の従軍慰安婦となると、状況は根本的に変わってしまう。まず、前述したように、彼女たちは戦地に「強制連行」されてきた。決して同意の上ではなかった。元慰安婦の証言によれば、兵士とのセックスの際にお金をもらったという人ばかりではない。それこそ食べるだけで、それ以外、全くお金をもらわなかったと証言する者がけっこう多い。性的奴隷型の場合、戦地において、売春の代価は一切、支払われなかった。生きてゆくための最低の食事と衣類がなんとか支給されるだけであった。そこには、もはや経済の論理は働かなかった。そして、身体を拘束され、一日に何十人という兵士のセックスの相手をせねばならなかった。拒否したり、あるいは逃亡を企てたりすれば、まず半殺しの目にあわねばならなかった。時には、みせしめのために殺されることさえあった。

このように、彼女たちには、一切の人権、人格も認められていなかった。文字通り彼女たちの生殺与奪の権は軍に握られており、彼女たち自身には全く自由はなかった。ここまで来れば、もう、（たとえ、戦地にふさわしいようにデフォルメされていても）公娼制度を基礎とする売春婦と、彼女たちを呼ぶのには無理があった。

通常の意味の売春婦の範疇からはずれているとしかいいようがなかった。むしろ、それをっ

きぬけ、性的奴隷の範疇のほうにすでに入ったと規定するほうがふさわしかった。彼女たちの置かれた状況を奴隷の境遇といわずして、なにが奴隷の境遇になるであろうか。彼女たちは、まごうことなき、正真正銘の性的奴隷だったのである。

以上のように、1940年以降になると、従軍慰安婦の中に性的奴隷型という新しいタイプが生まれてきた。もちろん、最終段階になっても、朝鮮人慰安婦がすべて性的奴隷型であったというわけではなく、性的奴隷型と売春婦型の二つのタイプが併存していた。本当は両者の比率がわかるとよいのであるが、ことがらの性質上、それを明示するのは無理である。おそらく、前者のほうがより多かったであろうと推測するだけである。

結局、売春婦型と性的奴隷型の二つのタイプは連行のされ方で決まった。とにかく本人の同意の上で納得づくで、連れてこられた場合は、原則としてまだ売春婦型をとり得た。それに対し、むき出しの暴力によって、あるいはだまされて、「強制連行」された場合は性的奴隷型になった。

考えてみれば、女たちを古代の「奴隷狩り」さながらに、むりやり力づくで連れてくる。戦地に着くなり、その女たちに向かって、売春婦として働け、せいぜい媚びを売って、多くの兵士の売春の相手をし、金を多く稼げといっても、まず通用するはずがなかったからである。結局、「奴隷狩り」さながらに連れてきた女は、戦地においても、やはり「性的奴隷」としてしか利用できなかった。通常の意味の売春婦には容易になりえなかったのである。また、実際問題として、連れだされた先の場所にも関係していた。大都市（そこには往々にして司令部が置かれ、大部隊が駐屯していた。）の場合、なお、売春婦型の可能性が高かった。これに対し、前線部

隊や太平洋の島々などに配属された場合には、性的奴隷型が多かったと推察される。

第六章 性的奴隷型が生じた理由

当時の日本の国力・軍力は欧米諸国と比較すれば、なお貧弱であった。その相対的に貧弱な国力・軍力から判断して、アジア・太平洋の各地にあれだけの兵力を展開させて、連合国側と全面的に戦うだけの主体的条件は、おそらく、当時の日本にはなかった。

客観的にはその力量がないにもかかわらず、日本は無謀にも戦争に突入する。そこに無理があった。その無理な点は、当然、日本の戦争のあらゆる局面において、容易に指摘しうるであろうが、それが最も極端な形で現象したのが、今回、話題になっている従軍慰安婦問題（特に朝鮮人慰安婦の場合）ではなかろうか。

結局、当時の日本はあまりに分不相応に戦争の規模を拡大させてしまったのである。日本が外地に展開させた総兵力は約 350 万人にものぼった。その兵士に一定の割合で、慰安婦を配属しようとすれば、たしかに 8 万人とか、あるいは 20 万人とかという、恐ろしいほど多数の慰安婦が必要になってくる。日本人女性の場合は、すでに売春に従事しているものにほぼ限定して集めたから、当然、その数はたかがしれていた。また、中国人などの、現地で「調達」する慰安婦にも、おのずから限度があった。さらに朝鮮人女性の場合でも、いわば経済の論理を用いて集められる者は、やはり、比較的少数であった。8 万人とか、20 万人とかいうような、膨大な人数を集められるわけがなかった。

こうして、せっぱつまった日本側は、なりふりかまわず、最も恥知らずな非人道的なやり方をとるに至る。いわば最後の手段として、「奴隷狩り」さながらに朝鮮人女性を戦地に「強制

連行」していったのである。要するに、この時、アジア・太平洋の各地に展開した約350万人の日本軍の将兵の戦闘力を維持するという軍事的観点が至上の目的となった。その目的を達成するためには、朝鮮人女性の「性」は無慈悲に蹂躪してかまわないものとされた。まことに気の毒なことに、朝鮮人女性は虫けらのように扱われたのである。

結局、軍事的観点がすべてに優先した。これが当時の確固とした方針であった。軍事的要請の前には、すべてが犠牲にされた。何人もそれに異議を差し挟むことは許されなかった。その意味では本当に恐ろしい時代であった。前述の前代未聞の蛮行も、また、そういった奇形な社会でなければ、到底、考えつかないものであった。

一般的に植民地支配が苛酷で無慈悲なものであるとしても、今回の措置はやはりひどすぎ、程度を越していると判断される。それが（現在から見て）普通の人の心情であろう。同じ日本人として全く恥じるばかりである。韓国（朝鮮）の人々が怒るのは当然である。

現在、韓国側が最も問題にしているのも、実はこの性的奴隷型の部分である。彼らは、従軍慰安婦というと、ほとんどの場合、最終段階で登場してきた性的奴隷型の慰安婦をイメージする。それだけ、同胞の多くの女性がむりやり、この性的奴隷型の慰安婦にされたことが、強烈な印象を与えているからであろう。それが、ほかに類を見ない、人道にもとる蛮行である以上、彼らの対応は当然であろう。ただ、従軍慰安婦にもそれなりに発展段階があって、歴史的に徐々に（順序を踏んで）形成されてきた。即ち、当初から、それは性的奴隷型をとっていたわけではなく、最もひどい形態である性的奴隷型は1940年以降の最終段階に至って、ようやく登場してきたものであった。

もちろん、それ以前の段階の慰安婦の形態、即ち、売春婦型も決して望ましい、あるいは免罪されるべきものではなかった。苛酷な植民地支配を受けることによって、売春の場に多くの朝鮮人女性が事実上、入ることを余儀なくされていたからである。ただ、その場合、わずかに救いになるのは、この段階では、まだ、むき出しの暴力が用いられていなかったことである。むき出しの暴力的な手段を用いて、あたかも古代の奴隷狩りさながらに、年ごろの娘たちをひっさらっていくことだけは、まだなされなかったからである。とにかく、直接的には経済の論理、具体的には戦地に出かけ、日本軍の将兵を相手に売春すれば、てっとり早く金を稼げるという形で娘たちを勧誘しているからである。

同じ日本人として、私は考える。なぜ、性的奴隷型という最悪の段階まで踏み込まねばならなかったかと。それ以前の経済の論理で処理しうる売春婦型の段階でやめておけなかったのだろうか。前述したように、この段階までも、決して許されるわけではない。しかし、それでも、評価はずいぶん、異なったことであろう。少なくとも、これほど強く非難されずにすんだはずである。しかし、最後段階まで来てしまえば、日本側として、弁明する余地は、もう、なくなってしまう。そのことが、当時の為政者にはわからなかったのであろうか。敢えて性的奴隷型の慰安婦を生み出す最終段階までいったところに、当時の日本側の狂気を、私は感じざるをえない。

第七章 性的奴隷型と「強制連行の有無」問題

元従軍慰安婦の韓国人女性のかたが何人か名のりをあげ、現在、日本政府に謝罪と補償を求めて、日本の裁判所に提訴して争っている。彼

女たちは、日本側によって戦地に強制連行され、地獄の日々を送らされたと証言している。これに対し、日本政府側はまず、従軍慰安婦の設置に日本軍が関与したことまでは、しぶしぶ認める。このことを示す資料が数多く発見されたからである。しかし、日本政府が認めるのは、ここまでである。それを越えて、強制連行の事実を頑として認めようとしなない。それを裏づける資料がないという理由からである。

実際には、これまでの段階でも「強制連行」を物語る資料が全くないわけではない。よく知られているように、日本側からは、当時、一地方の朝鮮人強制連行の動員責任者（山口県労務報国会下関支部動員部長）であった吉田清治氏という方の証言（吉田清治著『私の戦争犯罪』、三一書房、1983年）が出ているし、また、元従軍慰安婦のかたがたの証言そのものが、またとない貴重な資料になっているからである。

しかし、日本政府はこういったものを信用に足る資料と認めない。軍や行政側が作成した公文書、ないしは、それに準ずる資料が出てこない限りはと主張している。たしかに、これまで発見された資料の中に、直接、強制連行の実態をさし示すような記述は出てこない。こうして、強制連行の有無が裁判の焦点になっている。韓国の元慰安婦のかたがた自身が自分たちは強制連行されたと証言しているにもかかわらず、日本政府側はそれを裏づける公的資料が出てこないから、強制連行の事実は無かったと主張して争っているのである。このような状況に対し、私は、従軍慰安婦に実は二つのタイプがあったという観点を導入することが有効ではないかと考える。

まず、資料の問題である。一面から見れば、軍も一つの立派な「お役所」であった。「お役所」である以上、文書がなければ、仕事は動いてゆかなかった。8万人とか20万人とかいわれ

る朝鮮人の慰安婦を、とにかく戦地に集め、それぞれの軍隊に配属する。そして、何年にもわたって、彼女たちを軍が管理する。これだけの大きな仕事である以上、この作業に伴い、軍はやはり、相当、多くの文書を作成せねばならなかったはずである。従って、彼女たちに関する文書、即ち、資料は本来、一杯あったのである。

売春婦型の従軍慰安婦に関する資料も、敗戦の時点で、もちろん、焼却・廃棄処分につされた。だから、ほとんどの資料は失われてしまった。しかし、この売春婦型の場合には、なお、「デフォルメされた公娼制度」の程度であったから、まだ、どこかに救いがあった。そのこともあって、日本側は、彼女たちを管理・運営する必要から作成した各種の文書の取り扱いに、それほど神経質ではなかった。即ち、万一この実態が外部にもれたり、あるいは後世の人に知られても、それほど（少なくとも次の性的奴隷型に比べれば）不都合だとは意識していなかった。文書の焼却・廃棄処分にも、あまり気を使わなかった。証拠湮滅に徹底性を欠いていたので、売春婦型に関する資料の一部は、幸いに残ったのである。このように考えれば、これらの資料は残るべくして残ったのである。〔千田夏光氏が紹介している「陸軍娯楽所規則」（千田夏光『従軍慰安婦』、双葉社、1973年、34頁）はその典型である。これは上海戦線に最初に設けられた従軍慰安婦の施設の利用規則である。〕

これに対し、性的奴隷型のほうは明らかに違っていた。当時の日本側（軍と行政）は、自分たちが彼女たちに対して行なった行為の非人道性・犯罪性をよく理解していた。性的奴隷型の従軍慰安婦のことが外部に知られば、申し開きは決して許されなかった。厳しく非難されることは目に見えていた。だからこそ、敗戦時、性的奴隷型の従軍慰安婦のことを記した文書は、

まず何をおいても、焼却・廃棄せねばならなかった。それが、自分たちの命運にかかわるような重大性を帯びていることをよく知っていたからである。

こうして、彼らは懸命にそれを湮滅した。この湮滅作業が極めて徹底的に行なわれた結果、関連資料は根こそぎ抹殺されてしまったのである。こういった事情から、この種の資料は、これまでも出てこなかったし、今後もまた、おそらく、ほとんど出てこないであろう。もちろん、例外的に湮滅を免れた資料が、偶然、発見される可能性は否定しないが。

ある歴史的事象に関する史料がない。果たして、そのことから単純に、その歴史的事象の存在まで否定してよいのであろうか。たしかに一般的には史料がなければ、その歴史的事象も存在しなかったということになる。しかし、これはあくまで一般的な場合であって、特殊な場合には、この論理は必ずしもあてはまらない。一見、変な話であるが、ある歴史的事象を物語る史料がないことが、逆にその存在を示すことになる場合もありうるのである。今回の「強制連行の有無」、即ち、性的奴隷型の従軍慰安婦の存在の有無は、まさにこの特殊な場合に当たると私は考える。前述したように、これは、当時の軍や行政の立場からすれば、必死になって、関係資料の湮滅を図らねばならない性質のものであった。そうである以上、それに関する資料が出てこないのは、考えてみれば、当然のことであった。むしろ、このことを物語る資料が簡単に入手できるほうが不自然である。

以上のような考察をもとにしていえば、資料が出てこないことを理由に強制連行の事実をかたくなに否認している日本政府の対応はいかかなものであろうか。こんなことを続けてゆけば、裁判の直接の当事者である韓国だけでなく、広くアジア諸国とその国民の失望をかい、信用を

失うだけではなかろうか。